

③レクリエーション、趣味活動

ご契約者の希望により、季節の行事、レクリエーションや趣味活動に参加していただくことができます。

料金 材料費代、お弁当代等の実費

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただく場合もあります。 1枚につき 30円

⑤日常生活上必要となる諸費実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

おむつ代 1枚120円 パット1枚20円

(3) 利用料のお支払い方法 【契約書第8条参照】

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記の金融機関からの引き落とし

北都銀行、

郵便局口座、

秋田たかのす農業協同組合、

秋田県信用組合

※引き落とし日は毎月15日に行い、前月分請求となります。

15日が土日・祝祭日の場合は、翌日または翌々日の引き落としになります。

(4) 利用の中止、変更、追加 【契約書第9条参照】

・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として、料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

※利用予定日の前日までに申し出があった場合

無料

※利用予定日の前日までに申し出がなかった場合

当日の利用料金の10%

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防・総合事業サービスの利用日の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

(5) 事故発生時の対応

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供等で事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等関係事業所に連絡すると共に、協力医療機関並びに嘱託医に連絡する等の必要な措置を講じます。

また火災、自然災害、事件等のあらゆる危機に対し、利用者、職員の生命及び健康を守ることを最優先に必要な措置を講じ、的確かつ迅速に対応・対策をします。